

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において1月1日から12月31日までに納付した保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の時には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

◆11月上旬に送付：平成30年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

◆来年の2月上旬に送付：10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)
(保険年金課 国民年金係)

県と県内市町が合同で不動産公売を行います

税収確保対策の一環として、地方税滞納のため差押された不動産を下記のとおり公売します。合同で公売を行うことにより、単独で行うよりも多くの入札参加者が見込まれ、高価落札が期待できます。

税の公平性を実現し地方税収を確保するため、市町と県が連携を強化し、スクラムを組んで滞納整理の促進を図ります。

公売日時＝11月6日(火)10時～

場所＝橿原総合庁舎1階101会議室(橿原市常盤町605-5)

問合せ＝市税務課 納税推進係(内線276)
・奈良県税事務所 地方税滞納整理課 公売担当
(☎0742-20-4537)

奈良県最低賃金が改定されました(10月4日発効)

地域別最低賃金	金額
奈良県最低賃金	時間額 811円

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。ただし、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳細・問合せ＝奈良労働局 賃金室(☎0742-32-0206)
(地域振興課)

機械式駐車設備の安全性確保について

国土交通省より「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」が公表されました。この指針は、機械式駐車設備の保守点検に係る標準的な事項を定め、機械式駐車設備の安全性の確保に資することを目的としたものです。

機械式駐車設備を有する公共駐車場、路外駐車場、附置義務駐車施設、マンション等の所有者・管理者のみなさんにつきましては、指針を確認し、安全管理に努めてください。

※指針については国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000086.html)をご覧ください。

問合せ＝都市計画課 計画係(内線674)

小規模な飲食店等に消火器具の設置が必要になりました

平成31年10月1日から飲食店等に原則として延べ面積にかかわらず消火器具の設置が必要になります。ただし、防火上有効な措置として、調理油加熱防止装置や自動消火装置等が講じられた火を使用する設備または器具のみを用いる飲食店等については、消火器具の設置は必要ありません。

また、消火器具の設置が必要な飲食店等は、消火器具の点検を6ヵ月ごとに実施し、1年に1回消防署長に報告する必要があります。

詳細・問合せ＝奈良県広域消防組合 大和郡山消防署 予防課(☎59-1289)

雨水タンクの設置に補助金が交付されます

雨水タンクに貯まった水は、庭木の散水等に使うことができ、また河川に流れ込む雨水の量を減らすことで、川の氾濫の抑制効果があります。

補助金額＝雨水タンク本体価格(税抜き)と工事費(税抜き)の半額

※最大45,000円で雨水タンクは市指定品に限る。

※補助には審査があります。詳しくは、下記まで。

問合せ＝建設課 治水係(内線613)

